

答 申 第 3 号
平25年7月10日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 佐々木 豊 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年9月5日付け芦固審発第61-1号による下記の諮問について、以下のよう
に答申します。

記

芦屋市固定資産評価審査委員会が作成した平成22年度分の請求人の審査申出事案に
係る審査申出関係決裁文書（実地調査調書及び同関係決裁を含む）についてなされた平
成24年6月19日付け公文書公開請求却下決定処分に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成24年6月19日付け芦固審発第30-3号で、平成22年度分の請求人の審査申出事案に係る審査申出関係決裁文書（実地調査調書及び同関係決裁を含む）（以下「本件公文書」という。）の公開請求を却下処分としたことは妥当である。

第2 公開請求に対する実施機関の決定

異議申立人は、平成24年4月25日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、芦屋市固定資産評価審査委員会が作成した平成22年度分の①芦屋市固定資産評価審査委員会発議文書（決裁文書）、②同上の文書目録、③同委員会の会議議事録、④委員及び書記の実地調査調書及び同決裁文書の公開請求を行った。

実施機関は、この請求に対する対象公文書を特定し、本件公文書について却下決定を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成24年6月19日付け芦固審発第30-3号で実施機関が行った本件公文書の公開請求却下処分を不服として、平成24年8月28日付けで処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 実施機関に対し、請求人が申出した平成22年度分審査申出事案に係る審査申出関係決裁文書のうち、次の文書等の閲覧及び写しの交付を求める。

委員3名及び書記3名が同一物件を2回も実地調査を行った調書のうち開示したのは、当該調書の写しであり、かつ添付された写真らしき箇所の写真はA4サイズの黒色で通常の間では判別不可能な代物である（異議申立人は上記写真らしき箇所の写しの内の1枚を異議申立書に添付して提出している）。

- (2) 実施機関は、芦屋市情報公開条例施行規則や地方税法第433条第10項等の規定により、閲覧に供することができるためとして本件却下決定処分を行った一部誤りを正して本件情報公開請求に基づく閲覧及び白黒での写しを交付すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

異議申立人が公開を求めている公文書は、芦屋市情報公開条例施行規則第3条第1項第2号（以下「規則第3条第1項第2号」という。）の規定に該当し、地方税法第433条第10項（以下「法第433条第10項」という。）及び芦屋市固定資産評価審査委員会規程第9条（以下「規程第9条」という。）の規定により、閲覧に供することができるため、請求を却下した。

なお、却下決定した公文書については、異議申立人に対する決定を通知する際、別添案内文書「公文書公開請求に対する決定書の送付及び閲覧のご案内について（通知）」（平成24年6月19日付け芦固審発第30-4号）にて閲覧できる旨を案内し、異議申立人は規程第9条の規定により、却下決定された公文書の原本を閲覧している。

第5 審査会の判断

条例第18条は、「この条例は、法令又は他の条例に定めがあり、別に定められた手続によって、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の写しの交付を受けることができる場合については適用しない。」と規定している。他方、法第433条第10項は「固定資産評価審査委員会は、第3項の規定によって提出させた資料又は前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しななければならない。」と定め、規程第9条は「委員会は、法第433条第3項の規定によって提出させた資料及び審査議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の閲覧に供するものとする。」と定めている（以下、この閲覧の制度を「閲覧制度」という。）。

閲覧制度は、条例第18条が言う「別に定められた手続」に当たると見ることができ、それゆえ、この閲覧制度により閲覧が認められる場合、その対象になる文書については、条例の適用がなく、公開請求が認められないと解される。そして、本件では、実施機関から異議申立人に対して行われた通知（平成24年6月19日付け芦固審発第30-4号）において、規程第9条の閲覧制度により、異議申立人は、本件の公文書を閲覧できるものとされ、また、現に写しの交付も認められているのであるから、本件公文書については、条例の適用がなく、公開請求が認められないと解される。

したがって、本件公文書の公開請求について、規則第3条第1項第2号の規定により却下したことは妥当である。

なお、異議申立人が交付を受けた写真らしき箇所の写真は、本審査会において確認したところ、確かに写真の写しである（以下「写真の写し」という。）。

異議申立人が異議申立書に添付して提出したものは、写真の写しをさらに複写したものであることを考慮しても、異議申立人が主張するとおり不鮮明な画像である。

今日の複写機の性能からすれば容易にある程度鮮明な写しを作成することは可能であるから、固定資産評価審査委員会は改めて原本を複写し直し、より鮮明な写しを交付することが望ましい。当該写真の写しは規程第9条により異議申立人が交付を受けたものであり、公文書公開請求に基づき交付されたものではないため、本審査会の審議対象ではないがあえて要望するものである。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 9月 5日	諮問書の受理
平成24年11月19日	諮問実施機関の意見陳述 第1回審議
平成24年12月17日	第2回審議
平成25年 2月18日	異議申立人の意見陳述 第3回審議
平成25年 4月 5日	第4回審議
平成25年 4月23日	第5回審議
平成25年 5月23日	第6回審議
平成25年 6月27日	第7回審議